

海外ビジネス情報



ニューヨーク

重要法令の裁判所による施行差し止め

北陸銀行 国際部
ニューヨーク駐在員事務所
所長 馬場 正樹

1. はじめに

これまでニューヨーク駐在員事務所の『海外ビジネス情報』で取り上げた、米国での重要な法令や規則が、裁判所の判断により施行が差し止め（無効）となる事例が発生しています。

いくつかご紹介いたします。

2. 米国連邦取引委員会 (FTC) による競業禁止合意の禁止措置ルール (Noncompete ban)

「競業禁止合意」とは、雇用者が従業員や業務を委託している個人事業主などに、退職後や受託契約中あるいは終了後、当該企業と競合する企業へ転職したり、そのような企業から受注したり、自ら競合する事業を起こしたりすることを禁止することを雇用時や受託契約時に取り決めることです。

米国連邦取引委員会 (FTC) は、そのような取り決めが従業員・個人事業者の就業機会や事業機会を不当に奪うことになるとして、2024年9月4日に競業禁止合意を禁止するルールの施行を予定していましたが、2024年8月20日にダラス連邦裁判所が「FTCにこのようなルールを制定する法的権限がない」との判断から同規則を無効にする判決を下しました。

3. 企業透明化法 (Corporate Transparency Act: CTA)

企業透明化法 (CTA) が2024年1月に施行されました。内容としては、米国内の既存の企業に対し、その「実質的支配者」を2025年1月1日までに財務省傘下のFinCENへ報告する義務を規定した法律です。

2024年12月3日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所が、「CTAの制定は議会の権限を越えており、違憲である可能性が高い」としてCTA施行を差し止めました。これに対し、連邦政府は2024年12月6日、控訴通知を控訴裁判所に提出しました。裁判所は12月23日にその有効性を認め、控訴の審理が行われるまでテキサス裁判所のCTA施行差し止め命令の停止が認められ、控訴審の結論判決が出るまでは一旦CTAは法律として復活しました。

FinCENはCTAの差し止め停止を受け、既存企業の実質的支配者のFinCENへの報告期限を2025年1月13日まで延期しました。

4. ホワイトカラーエグゼンプト従業員の最低給与基準の引き上げ（労働省規則）

米国では、従業員の時間外労働への割増賃金支給義務がありますが、特定の従業員はこの規定から免除（エグゼンプト）されます。免除対象となる「経営層・管理職・高度な専門技術者」などのいわゆる「ホワイトカラーエグゼンプト従業員」に関しては、免除が適用されるためには一定以上の給与を支給する必要があります。

2024年4月、労働省が「ホワイトカラーエグゼンプト従業員」向けの最低給与額を、2024年7月と2025年1月の2段階で引き上げる規則を発表しました。しかし、2024年11月15日、テキサス州の連邦裁判所がこの規則変更は労働省の権限を超えていると判断し、これにより、2024年7月1日および2025年1月1日に予定されていた最低給与額の引き上げは全米レベルで無効となりました。（なお、労働省は2024年11月26日に本判断について上訴しています。）

企業によっては、2024年7月からの規則施行に対応して既に対象従業員の給与を改訂している場合もありますが、規則が無効になったという理由で既に支払った給与を返還させることは違法となります。また、州によっては既に今回労働省が設定した連邦レベルの最低給与額を上回る基準を設定している場合もあり、その場合は今回の裁判所の判断には影響を受けません。

5. おわりに

いずれの法令・規則も、今後の展開次第では内容を変えて再度施行される可能性もあり、それぞれの行方については動向を注視する必要があります。

参考:

- ・海外ビジネス情報2023年9月号「NY州での従業員退職後の競業禁止義務禁止の動き」
- ・海外ビジネス情報2023年12月号「米国の『企業透明化法』施行について」
- ・海外ビジネス情報2024年6月号「米国の『ホワイトカラー・エグゼンプション』最低給与引き上げの動き」

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
（株）人材情報センター内
TEL: (076) 254-6500 FAX: (076) 254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp